

デイサービスセンター「さんディケア」利用料金表

1. 介護保険一部負担額

令和6年4月1日現在

介護サービス利用者負担額	税区分	4時間以上～5時間未満	5時間以上～6時間未満	6時間以上～7時間未満
要介護1	非課税	388	570	584
要介護2	〃	444	673	689
要介護3	〃	502	777	796
要介護4	〃	560	880	901
要介護5	〃	617	984	1,008

費　目	税区分	料　金	内　容
基 本 加 算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	非課税	22円 介護福祉士を70%以上 又は勤続10年以上介護福祉士を25%以上配置している場合
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	〃	5.9% 介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	〃	1.2% 介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
	介護職員等ベースアップ等加算	〃	1.1% 介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
対 象 者 の み の 加 算	入浴介助加算Ⅰ	非課税	40円 入浴介助及び入浴中の見守りを行った場合
	入浴介助加算Ⅱ	〃	55円 多職種連携し入浴計画を作成した場合
	中重度者ケア体制加算	〃	45円 適切な体制で中重度要介護の方を受け入れた場合
	生活機能向上連携加算Ⅰ	〃	100円/月 外部のリハビリ専門職等と連携し、個別計画を作成し、ICTにより助言等を受けた場合
	生活機能向上連携加算Ⅱ	〃	200円/月 外部のリハビリ専門職等と連携し、個別計画による訓練した場合
	個別機能訓練加算Ⅰイ	〃	56円 個別に機能訓練を行った場合
	個別機能訓練加算Ⅰロ	〃	76円 適切な体制で個別に機能訓練を行った場合
	個別機能訓練加算Ⅱ	〃	20円 上記の計画書等を厚労省に提出した場合
	ADL維持等加算Ⅰ	〃	30円/月 ADLの維持又は改善の度合いが一定以上の水準を超える場合に厚労省に報告した場合
	ADL維持等加算Ⅱ	〃	60円/月 上記に加え、評価期間終了後もADL(Barthel Index)の測定を行った場合
	認知症加算	〃	60円 適切な体制で認知症の方を受け入れた場合
	若年性認知症利用者受入加算	〃	60円 若年性認知症の方の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
	栄養アセスメント加算	〃	50円/月 管理栄養士と介護職員等の連携でアセスメントを行った場合
	栄養改善加算	〃	200円/回 栄養ケア計画を作成実施し居宅訪問した場合
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	〃	20円 口腔の健康状態及び栄養状態についてCMに情報を提供した場合
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	〃	5円 上記の加算が算定できない場合
	口腔機能向上加算Ⅰ	〃	150円 口腔機能の低下している方に改善の計画を作成実施した場合
	口腔機能向上加算Ⅱ	〃	160円 上記の計画書を厚労省に提出した場合
	科学的介護推進体制加算	〃	40円/月 ADL他入所者の心身の状況等に係る基本的情報を厚労省に提出し、かつ必要情報を活用している場合

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。

2. 食費

費　目	税区分	料　金	内　容
食材料費	非課税	550円	利用者全員
おやつ代	〃	100円	利用者全員

3. その他の利用料

費　目	税区分	料　金	内　容
そ の 他	紙おむつ	非課税	150円 センター準備品を使用した場合
	紙パンツ	〃	120円 センター準備品を使用した場合
	尿とりパット	〃	30円 センター準備品を使用した場合
	レクリエーション材料費等	税込	実　費 個人趣味活動材料費